

引上げ分の地方消費税収にかかる市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられるその他社会保障施策に要する経費について

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 87,365 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 890,043 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉						
障害者福祉費	231,651	158,400	10,500			62,751
老人福祉費	43,238			6,306		36,932
児童措置費	54,890	46,160				8,730
母子父子福祉費	4,113	1,324		2,500		289
小計	333,892	205,884	10,500	8,806	0	108,702
社会保険						
国民健康保険対策費	113,085	37,677			38,733	36,675
介護保険対策費	178,980	18,388				160,592
後期高齢者医療費	224,869	37,615		1,767	48,632	136,855
小計	516,934	93,680	0	1,767	87,365	334,122
保健衛生						
予防費	22,240	104				22,136
母子衛生費	3,173	104				3,069
子ども医療費	9,399	1,237				8,162
健康づくり事業費	4,405	33		4,000		372
小計	39,217	1,478	0	4,000	0	33,739
合計	890,043	301,042	10,500	14,573	87,365	476,563

※ この資料は、地方消費税引上げ分を「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されたことに伴う説明資料です。

※ 上記の金額は、令和3年度一般会計決算における事業費および財源。

※ (歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金のうち「社会保障財源化分」。

※ 各事業名は令和3年度当初予算書の「目」の名称。事業費は「目」のうち人件費および事務費を除いたもの。

※ 当町における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、国民健康保険特別会計操出金(収支不足分)、後期高齢者医療会計操出金に充当。